

電波監理審議会（第951回）議事要旨

1 日 時

平成22年3月10日（水）15:00～

2 場 所

総務省会議室（10階1002会議室）

3 出席者（敬称略）

(1) 電波監理審議会委員

原島 博（会長）、小舘 香椎子（会長代理）、松崎 陽子、山田 攝子、山本 隆司

(2) 電波監理審議会審理官

伊丹 俊八

(3) 幹事

中村 伸之（総合通信基盤局総務課課長補佐）

(4) 総務省

桜井総合通信基盤局長、山川情報流通行政局長、久保田官房審議官他

4 議 事 模 様

(1) 電波法施行規則、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案並びに周波数割当計画の一部変更案について

（22. 1. 13 諮問第1号及び第2号）

中出力型950MHz帯パッシブタグシステムの導入及び950MHz帯電子タグシステムの高度化に伴う標記省令案等について、意見の聴取の手續を主宰した審理官から提出された意見書（参照：第470回電波監理審議会意見の聴取意見書）及び調書に基づき審議した結果、適当であると認め、答申した。

(2) 無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案について

（22. 1. 13 諮問第3号）

CDMA高速データ携帯無線通信システムの高度化等に伴う標記省令案について、意見の聴取の手續を主宰した審理官から提出された意見書（参照：第471回電波監理審議会意見の聴取意見書）及び調書に基づき審議した結果、適当であると認め、答申した。

(3) 広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分に係る異議申立ての付議について

(付議第1号)

平成22年3月10日付けで付議された、総務大臣が行った平成22年総務省告示第22号により告示された広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分に係るアマチュア無線家ら101名による異議申立てについて、総務省から次のとおり説明があった。

なお、本件は、電波法の規定により、当審議会において審理を行う必要があるため、審議した結果、本件審理を主宰する主任審理官として佐藤歳二を、主任審理官を補佐する補佐審理官として伊丹俊八をそれぞれ指名した。

○ 総務省の説明

本件は、平成22年1月27日付けで官報告示された広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分5件について、平成22年2月8日にその取消しを求める異議申立てがなされたものである。

電波法令に基づき、総務省において形式審査した結果、異議申立人の異議申立資格を除き「適」としている。異議申立人の異議申立適格については、総務省としては、電波監理審議会の審理の中で釈明を求めていきたいと考えているため審査留保としており、電波法第85条の規定に基づき、電波監理審議会の議に付するものである。

(4) 無線設備規則の一部を改正する省令案について

(諮問第10号)

国際民間航空条約附属書の改正に伴う航空通信関連規定の制度整備について、次のとおり総務省から説明があった。

なお、本件については、電波法第99条の12第1項により意見の聴取が義務付けられており、意見の聴取の手續を主宰する審理官として伊丹俊八を指名した。

○ 総務省の説明

本件は、国際民間航空機関（ICAO）条約第10附属書においては、航空無線通信の技術基準等を規定しているが、平成21年に同附属書の無線航行支援システムに関する改正が行われたことを受け、関係規定の整備を行うものである。

飛行機が計器飛行する場合、目的地に向かって方位と距離に関する情報を提供する地上施設を辿ることによりできる航空路を進んでいくが、距離に関する情報を提供する地上施設であるDMEについては、飛行機からの質問信号を受け取った場合に、一定時間の後に応答信号を出す。距離による時間の誤差を元に距離を割り出す仕組みとなっている。

航空機が可能な限り短時間及び短距離での飛行を行うため、地上施設を設置することにより、新たな航空路を開設することが有効であるが、現行のDMEを設置した場合のカバーエリアが重複することから、現行のDMEよりもカバーエリアの小さい小型のDMEを導入することし

たものである。

方位に関する情報を提供する地上施設であるVORについては、アンテナが1秒間に30回転し、ドップラー効果を利用し方位を測定するものであるが、飛行機と回転しているアンテナとの相対速度でドップラー効果が決まることから、性能を保証するため、仰角を5度以内としていたが、近年の機器の性能の向上により非常に微弱な変化にも対応できることとなったため、VORに係る技術的条件を緩和するものである。

(5) 放送用周波数使用計画の一部変更案について

(諮問第11号)

地上デジタルテレビジョン放送の周波数の再編並びに秋田及び諫早の地上デジタル放送の中継局に係る放送用周波数使用計画の一部変更案について、総務省から次のとおり説明があり、審議の結果、適当である旨答申した。

○ 総務省の説明

平成23年7月からの地上デジタルテレビジョン放送の完全実施に向け、その普及を確実なものとするために、地上デジタルテレビジョン放送を行う放送局のうち、親局の放送局及び空中線電力が3Wを超える大規模な中継局をあらかじめそのチャンネルや空中線電力について、放送用周波数使用計画に定めることとなっているが、本件は、デジタルテレビジョン放送用周波数の再編、秋田県における一部の親局のチャンネルの変更及び長崎県の諫早におけるNHK教育放送の中継局のチャンネル変更を行うため、関係規定の整備を行うものである。

1点目のデジタルテレビジョン放送用周波数の再編については、アナログテレビジョン放送は1チャンネルから62チャンネルまでの周波数を使用しており、そのうちデジタルテレビジョン放送は13チャンネルから52チャンネルまでの周波数を使用することとなっている。

しかし、現在、デジタルテレビジョン放送はアナログテレビジョン放送とサイマル放送を行っており、一時的に53チャンネルから62チャンネルまでの周波数を使用している状況にあることから、平成23年7月以降、53チャンネルから62チャンネルまでの周波数の切替え作業をアナログテレビジョン放送終了後の1年間に行うこととするものである。

2点目の秋田のデジタル局の親局のチャンネルの変更については、新潟県と秋田県では平成18年から地上デジタルテレビジョン放送の親局が開設されているが、春から夏にかけて、両放送局間において、ラジオダクトと言われる伝搬の異常現象による電波の混信が発生し、受信障害が確認されていることから、NHK総合放送、NHK教育放送及び秋田放送の親局の周波数を変更するものである。

3点目の諫早のデジタル局に係るチャンネルの変更については、有明海沿岸地域では、各局がNHK教育を13チャンネルで送信しているが、この地域は非常に周波数が込み合い、一部地域で混信が発生していることから、諫早局のNHK教育放送を13チャンネルから51チャ

ンネルに変更するものである。

(6) 日本放送協会の放送法第9条第2項第8号の業務の認可について (諮問第12号)

本件は、諮問第13号と関連する事案であったため、諮問第13号と一括して総務省の説明があった。

(7) 日本放送協会の放送法第9条第2項第8号の業務の認可について (諮問第13号)

本件は、諮問第12号と関連する事案であったため、諮問第12号と一括して次のとおり総務省から説明及び質疑応答があり、審議の結果、適当である旨答申した。

ア 総務省の説明

本件は、平成20年11月に電波監理審議会からの答申を経て認可した地上デジタルテレビ放送への円滑な移行を推進するため、日本放送協会（NHK）が受信環境整備に一定の助成を行う業務について、受信環境整備の実態を踏まえ、助成対象等を変更するため新たな業務として認可の申請があったものである。

諮問第12号の地上デジタルテレビジョン放送の難視聴地域における共同受信施設等への経費助成業務については、共聴組合が施設を設置、運営を行っている自主共聴施設のデジタル化に係る改修又は新設の経費に対しては、現在、国が全体経費の2分の1の助成を、NHKが世帯当たり10万円を上限とした助成を行っているところであるが、世帯数が少ない共聴施設の場合には負担が大きくなっている状況がある。また、アナログテレビジョン放送は受信できるが、デジタルテレビジョン放送は受信できない一部の地域においては、共同受信設備を作る以外に各世帯で高性能等アンテナを設けることにより、受信が可能となることから、国として平成22年度から新たに支援を行うこととなっている。

このような状況を受け、NHKの助成業務の対象に、高性能等アンテナ対策を追加し、世帯数が少ない共聴組合における負担を軽減するため、助成上限額を1世帯10万円に加入者数を乗じた額と1施設100万円のいずれか高い額を選択することができるようにするものである。

諮問第13号のNHKの共同受信施設等が不要となる場合の代替手段への移行円滑化助成業務については、NHKが共同受信施設を作っている場合に、ケーブルテレビ等に受信者が加入することによってNHKの共同受信施設が不要になることから、その円滑化を図るために1世帯2万8,000円の助成を行っているところである。また、アナログテレビジョン放送は受信できるが、デジタルテレビジョン放送が受信できない新たな難視に対応するため、ケーブルテレビ等に新たに加入する受信者を、国として平成22年度から支援を行うこととしている。

そこで、NHKにおいても同様に、新たな難視の対策としてケーブルテレビへ加入する場合

を助成対象とし、また、平成24年3月31日までの期限をアナログテレビジョン放送停波後も新たな難視への対策を継続するため、平成28年3月31日までに延長するものである。

NHKからの申請に関し、放送法等に基づき審査した結果、それぞれ適当と認められることから、認可することとしたいとするものである。

イ 主な質疑応答

- ・ 諮問第13号に関し、助成額の2万8,000円はどのように導き出した金額なのか、との質問があり、NHKにおいて、中継局の整備費及び20年間の維持管理費等を元に1世帯あたりの額を算出したものである、との回答があった。

(8) 日本放送協会放送受信規約の変更の認可について (諮問第14号)

日本放送協会（NHK）から申請のあった地上デジタルテレビジョン放送の難視対策衛星放送における受信契約に関する放送受信規約の変更の認可について、総務省から次のとおり説明があり、審議の結果、適当である旨答申した。

○ 総務省の説明

本件は、平成22年3月11日から開始される地上デジタル放送難視対策衛星放送におけるNHKの受信料について、契約種別を地上契約とするため、日本放送協会放送受信規約を変更するものである。

平成23年7月の地上デジタルテレビジョン放送への完全移行に際し、地上系の放送基盤による対策が実施されるまでの間の暫定的な措置として、NHK及び民放の地上デジタルテレビジョン放送をBSデジタル放送により再送信する衛星セーフティネット事業が開始されるが、この放送の受信者は、現行の放送受信規約においては、契約種別が衛星契約となる。しかし、衛星セーフティネット事業が、地上アナログテレビジョン放送の視聴者がテレビジョン放送を視聴できなくなる事態を回避し、地上デジタルテレビジョン放送への移行を円滑化するための放送であるという政策目的にかんがみ、契約種別を地上契約とするものである。

NHKからの申請に関し、国会に提出した日本放送協会平成22年度収支予算に盛り込まれているものを実施するために必要な変更であることから、国会が平成22年度収支予算を承認した場合は、認可することとしたいとするものである。

(9) 日本放送協会に対する平成22年度国際放送実施要請について (諮問第15号)

本件は、諮問第16号と関連する事案であったため、諮問第16号と一括して総務省の説明があった。

(10) 日本放送協会に対する平成22年度委託協会国際放送業務実施要請について

(諮問第16号)

本件は、諮問第15号と関連する事案であったため、諮問第15号と一括して総務省から次のとおり説明があった。

○ 総務省の説明

本件は、ラジオ国際放送及びテレビ国際放送について、平成22年度国際放送等の実施を要請するものである。要請放送制度とは、総務大臣が日本放送協会（NHK）に対して、ラジオ国際放送及びテレビ国際放送の実施を要請し、その要請に応じてNHKが放送を行った場合の経費を国が負担するものである。

平成22年度の要請については、ラジオ国際放送、テレビ国際放送ともに平成21年度と同一内容の要請を行うこととしている。具体的な要請内容としては、ラジオ国際放送の要請は、用いる言語は日本語、中国語及び朝鮮語の3言語、放送区域はラジオ国際放送を行っている区域のうち日本語、中国語及び朝鮮語による放送を行っている区域とし、放送事項は、**放送法に規定された放送事項を列記した上で、北朝鮮による日本人拉致問題に特に留意することを明記することとしている**。交付金額については、平成21年度から約1億円減額し、9.5億円としている。

テレビ国際放送の要請は、対象を外国人向けの英語による放送に限定しており、放送区域は全世界とし、交付金額については、平成21年度と同じく24.5億円としている。

(11) その他

日本放送協会平成20年度業務報告書に付する総務大臣の意見について、総務省から報告があった。

(文責：電波監理審議会事務局)